

## 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と、全日本葬祭業協同組合連合会（以下「乙」という。）及び社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）とは、大阪府域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第 1 条 この協定は、「大阪府地域防災計画」及び「大阪府広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙及び丙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙及び丙に対し協力を要請するものとする。

- （1） 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体安置施設等の提供
- （3） 遺体の搬送
- （4） その他、必要とする事項

### （協力の実施）

第 3 条 乙及び丙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

### （報告）

第 4 条 乙及び丙は、甲の要請により第 2 条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第 5 条 甲は、乙及び丙が実施した第 2 条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

### （経費の請求）

第 6 条 乙及び丙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

### （経費の支払）

第 7 条 甲は、前条の規定に基づき、乙及び丙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第 8 条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

2 丙においては、丙が貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年運輸省令第 3 3 号）第 2 条の 2 に基づき近畿運輸局に届出している運賃及び料金を基準として甲丙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第 9 条 乙及び丙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第 1 0 条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 ヶ月までに甲乙丙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から 1 年間この協定は更新され、以下同様とする。

2 この協定を証するため、協定書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その 1 通を所有する。

平成 2 0 年 3 月 3 日

甲 大阪府中央区大手前 2 丁目

大阪府

大阪府知事 橋 下 徹

乙 東京都千代田区九段北四丁目 1 番 3 号

飛栄九段北ビル 6 階

全日本葬祭業協同組合連合会

代表理事 松井 昭憲

丙 東京都新宿区四谷三丁目 2 番地

トラック会館内

社団法人全国霊柩自動車協会

会 長 一 柳 鏊